

第4章 各論

◆方向性Ⅰ 安定供給の確保に向けて

◎主要施策1 多様な担い手の育成

1 担い手の育成

本市農林水産業は大半が家族経営のため、従事者の新規参入を促進することは重要な課題である。さらに、女性や若者の活躍する環境を整えることも必要である。

そのため本市では、円滑な世代交代を促進し、新たな担い手や後継者を育成することや、女性の経営参画を支援するとともに、高齢化と担い手不足が進む地域の実情に合わせた多様な担い手を育成する。

また、将来を担う経営感覚に優れた中核的な生産者を育成・確保するため、経営スキル向上や新たな担い手の参入促進に向けた支援を行う。

(1) 農業の担い手の育成【農業】

本市農業の中核である『認定農業者』を確保するため、農業を本業として取り組む個人・法人を認定農業者へ誘導するとともに、個人経営については同一世帯の配偶者や後継者を含めた共同申請を働きかける。

認定農業者の経営目標達成に向けては、経営改善計画の作成支援、定期的な検証、経営診断等を行う。また、目標達成に向けた補助事業や融資等の施設整備の支援を行う。

あわせて、自己研鑽の場である「北九州市認定農業者協議会」の活動充実を図る。

(2) 新規就農者の確保【農業】

新規就農者の確保に向け、就農希望者の受入窓口の整備、就農相談会の開催、情報発信や新規就農者研修の実施などを進める。

さらに、農協等と連携を取りながら、農地情報の提供や施設等の導入支援を行い、就農しやすい環境整備を進める。あわせて、新規参入者向けの支援制度である「北九州市チャレンジファーマー制度」や青年就農給付金の活用により、新規就農者の育成・確保を図る。

(3) 林業の担い手づくり【林業】

林業者の研修参加や林業退職金共済加入に対する支援などを行い、林業者の確保や森林組合の育成を図る。

また、企業、市民団体及び自伐林家など、放置竹林の解消や森林整備に取り組む事業体の新規参入を支援する。

(4) 水産業の担い手の育成【水産業】

水産業を魅力的なビジネスとして発展させるため、漁業経営の実践を学ぶ勉強会などを開催し、経営感覚に優れた将来を担う漁業者を育成する。

(5) 水産業の新規就業者の確保【水産業】

漁業への新規参入者や漁家の後継者を積極的に確保し、将来につなぐ漁業の担い手として育成強化を図るため、産地見学会や操業体験プログラム、漁業支援サポーターなどの事業を実施し、市民等が漁業に触れる機会を創出することにより新規就業者を確保する。

(6) 市職員の人材育成

本市農林水産業の振興を図るためには、専門技術職として配置されている農業職、水産職、林業職及び獣医師の行政能力の向上が必要である。

職員一人ひとりが、主体的に行政目標の達成に向けて取り組む機運を醸成するため、効果的なOJTの実施や、資格取得の推進、適切かつ職種にとらわれないジョブローテーションの実施などに取り組む。

2 女性・若者の活躍支援

女性や若者が中心となった農林水産分野での活性化の取組や、農林水産業に親しみが持て、職業として魅力あるものとするための取組に対し、様々な支援を行う。

また、漁業における多様な担い手の育成のため、荷捌き所や加工・養殖分野で活躍する女性を支援する。

(1) 農業における女性・若者の活躍支援【農業】

女性や若者が、農林水産分野でリーダーとして活躍できるよう、農協や漁協への理事就任の働きかけや、農業委員への選任を進めるとともに、農林水産業全体での交流ができるようなネットワーク化を推進する。

(2) 農業における女性の活躍支援【農業】

農業分野における、女性の経営への参画気運を醸成するため、県レベルでの「女性活躍大推進大会」の開催や、夫婦を対象とした講習会等の実施、「農業経営改善計画」の共同申請、「家族経営協定」の締結などを働きかける。

(3) 女性が活躍できる環境整備【共通】

農林水産業の生産現場は、体力仕事を中心となっており、女性ひとりで行うのが困難な作業も多い。そこで、女性がひとりでも生産者としてやっていける、体力がならず、安全な生産現場の実現に向け「ものづくりのまち北九州」ならではの機械設備や技術等の開発を支援し、生産現場の環境改善等を進める。

(4) 農業における女性・若者の就農支援【農業】

現在は農業に従事していないが、家族が農業を営んでいる者や「食」に興味ある女性・若者に対して、農業体験や食の講演会を通じ農業への興味、就農への意識の醸成を行い、次世代の農業参入を推進する。

また、女性の就農推進に向けて、女性を対象にした農業ヘルパー希望者のための研修等を実施し、将来的な就農候補者として育成する。

(5) 農業における女性・若者の就農制度の検討【農業】

女性・若者の新規就農者を確保・育成するため、募集、農家研修、農地取得や施設導入、生活支援をパッケージにした就農制度の検討を行う。

(6) 水産業における女性・若者の活躍支援【水産業】

水産業の6次産業化や養殖業の促進にあたっては、漁業の担い手として、女性の活躍が不可欠であり、女性の就業を促進するための環境整備について支援する。

また、着業後、経験の浅い若者については、漁業への定着を促進するため、漁業関係法令や経営の基礎知識について研修を行う。

3 法人化や企業参入の支援

生産者の経営規模拡大に向けて、現在の経営を見直し、雇用労働力の活用や法人化を推進する。

また、企業の農業参入促進に向けては、融資や農地、栽培技術など各種の情報提供などの支援を行う。

(1) 企業的経営の導入支援【農林業】

認定農業者の企業的経営支援に向け、法人化に向けた情報提供、ICTの活用、パートなどを周年雇用ができる栽培体系の検討、労災保険や職場環境改善など雇用を受け入れやすい環境づくりなどの支援を行う。

また、認定農業者が適宜必要な人材を確保できるよう、農協やシルバー人材センター等と、農作業にかかる雇用確保に向けて検討を進める。

(2) 企業等の参入促進【農林業】

企業の農業参入は、市内農業の活性化や雇用の場の提供という大きな役割を担っている。今後は、企業による植物工場導入への関心も高いことから、相談窓口を明確化し、参入条件や農地貸借、生産技術等の情報提供に努めるとともに、参入する企業については、融資等の支援も進めていく。

さらに、担い手のいない地域については、企業を担い手として位置付け、参入内容に応じ地域への誘導を働きかける。

◎主要施策２ 生産環境の整備

１ 生産基盤の整備

効率的で安定的な農業を推進するために、生産基盤や農業用施設の整備に努め、生産性の向上をめざす。

また、森林の効率的な整備を推進するため、生産基盤としての林道及び森林作業道の整備に努める。

漁業活動の拠点となる漁港整備については、施設の老朽化対策や防災機能の強化、漁港施設用地の有効活用等に取り組んでいく。

(１) 生産性を高める基盤整備の実施

ア ほ場整備

農地の大区画化や用排水路・農道等の総合的な整備を行うほ場整備事業は、農地の集団化、作業効率の向上、担い手への農地の集積を図るために、重要な取組である。今後、意欲ある担い手や後継者が多い地区において、地域の農業者と協議を進めながら事業の取組を推進する。

イ 農振農用地区域への重点化

生産基盤の整備については、「農業振興地域整備計画」に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる「農業振興地域・農用地区域」を中心に重点的に取り組む。

ウ 林道整備

森林は緑の社会資本として地球温暖化の防止、国土の保全や水資源のかん養等の多様な機能を有し、社会生活を守るうえで大きな役割を果たしている。今後も、森林法に基づく「遠賀川地域森林計画」において計画されている路線を対象に整備する。

エ 漁港整備

施設整備が遅れている曾根漁港の整備を促進するとともに、高潮被害が生じている柄杓田漁港の防災機能の強化を行う。また、事業が完了しているその他の漁港においても、港内静穏度や漂砂などの課題が生じており、これらの対策に取り組む。

(２) 農林水産関連施設の長寿命化の推進

ア 農林業施設

農道や水門、ポンプといった農業施設や林道などの林業施設は、建設年度が古いものが多く、施設の老朽化が進行している。

このため、「農業施設及び林業施設の長寿命化修繕計画」を平成３２年度までに策定し、予防保全と事後保全による維持管理を実施することにより、維持管理

費用の削減を図る。

イ 漁港施設

「機能保全計画」に基づき、定期的な漁港施設の点検を行うとともに、漁港の重要度及び施設の特性に応じて優先順位を定め、計画的かつ適切な時期に機能保全対策を実施する。

ウ 漁業施設

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援する。

漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化する。

(3) 遊休施設の整理と有効活用

ア 不要施設の整理・売却

農地の減少に伴い、受益農地が消滅又は減少した市有の農業用ため池や、市有地に設置された農業用施設で遊休化した施設がある。

今後、不要となったため池については、売却や有効活用を図るため調整池など他用途への転換を、また、遊休化した農業用施設については、施設を撤去の上、市有地を売却し、行財政改革を推進する。

イ 漁港未利用地の有効活用

漁港施設用地における未利用地等の活用策を積極的に検討し、漁家所得向上や漁業地域の活性化を図る。

2 農地利用の最適化の推進【農林業】

農地利用の最適化を推進するための体制づくりを進め、農地の「所有」と「利用」のミスマッチを解消することにより、担い手への農地の集積と優良農地の確保を図るとともに、担い手の所得向上と多面的機能の保全を図っていく。

(1) 農地利用の最適化

農地利用の最適化を図るため、農業委員会、農協と連携して、貸付希望農地の把握と情報共有を行い、この農地情報を元に「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」等を活用して、地域の担い手や新規就農者等への農地集積を推進する。

一方、道路などで分断されたり、排水不良や農地に隣接する作業道が無いなど、耕作条件が悪く、担い手への集積や農地としての活用が困難な農地について、実態の把握に努める。

(2) 農業・農村の活性化

農業・農村の維持発展には、農村地域に住む高齢者から若者まで各世代の主体的

な取り組みが不可欠である。この取り組みを支援するため「人・農地プラン」の策定を通して地域農業のあり方や各世代の役割分担を明確にしていくとともに、地域全体で地域農業を守る集落営農や受託組織の育成に取り組む。

3 豊かな漁場づくり

漁業を継続し、持続的に市民へ水産物を提供していくため、生産環境の整備に取り組むとともに、漁業者自らが積極的に漁場の保全や資源の増大に取り組む活動に対して支援を強化していく。

(1) 漁場整備の推進

これまで市が行ってきた藻場の拡大等の取り組みについて評価・検証するとともに、鉄鋼スラグ人工石や核藻場礁などの新技術を活用して本市沿岸に適した魚礁や藻場を整備することで、漁場づくりを推進する。

(2) 漁場保全活動の強化

関係機関と連携して、海底環境悪化の原因となっているホトトギス貝など有害生物の駆除や漁場の耕耘など漁場機能の回復に向けた対策に取り組む。さらに、漁業者自らが主体となって取り組んでいる母藻投入や藻場の維持拡大にむけた藻場保全活動、漁場の回復や資源維持などの漁場保全活動を積極的に支援する。

(3) 種苗放流

これまで市や漁業者が行ってきたアワビ等の種苗放流を継続するとともに、本市の沿岸環境や漁法に適した新たな放流種苗について検討する。

また、漁業者が取り組む種苗放流に対する支援を継続するなど、今後さらに種苗放流事業を強化していく。

(4) 養殖事業の推進

毎年1,000t前後の水揚げがあり、本市漁獲品目中、最も大きな割合を占めるカキの養殖海域の現状把握を行い、必要に応じて底質などの養殖環境を維持・改善するための取り組みを行う。

また、今までの海上養殖に比べ、魚病対策や安定的な飼育管理が容易であるアワビ、トラフグやヒラメなどの陸上養殖について、民間の先端技術を生かした事業の可能性を検討する。

(5) 資源管理

本市の漁業は沿岸海域に限られた漁場で行われているため、資源管理の視点から、漁業者や関係機関と利用可能な海域における新たな資源管理手法の適用を検討する。

また、釣り人や市民へ遊漁に関するルールの周知を図り、資源保護に関する意識の向上に努める。

◆方向性Ⅱ さらなるビジネスの推進に向けて

◎主要施策3 ビジネス化の推進

1 農林水産物の戦略的生産支援

本市の農林水産業は、市民の身近な場所で営まれている都市近郊型であり、これまで『地産地消』をキーワードに、市民に対して地元産の新鮮で安全な農林水産物を提供してきた。

今後もこれまでの地産地消の取組を強化するとともに、6次産業化や農商工連携、ブランド化などの取組強化に努め、農林水産業の更なるビジネス化に取り組んでいく。

(1) 地産地消の推進

「地産地消サポーター制度」や総合農事センターなどを活用して、市民に対し地産地消を周知するための事業を充実させ、市内産農林水産物の価値の再認識を強力に進めていく。同時に、既存品目の生産拡大と販売促進の支援を引き続き行うとともに、新たに付加価値を付け、商品化・販売促進等を行う生産者等に対する支援を強化していく。

また、生産者や料理関係者による地元農林水産物を使用した多彩なメニューの紹介などを通じて、地元農林水産物のおいしい食べ方を提案・体験することにより消費拡大を図る。

(2) 学校給食への供給力の強化

学校給食は、地域で生産される農林水産物を児童・生徒と保護者が知るのに絶好の機会である。同時に、小・中学校合わせて1日あたり約8万食の巨大なマーケットでもある。

これらの現状を踏まえ、北九州市教育委員会や「公益財団法人 北九州市学校給食協会」など学校給食に関わる団体との情報共有を深め、キャベツ、だいこんや塩蔵ワカメなど市内生産物の供給力強化を図るため、計画的な生産・出荷を推進する。

さらに、採用品目の拡大に向けて、生産者や農協、漁協へ働きかけ、生産に必要な機械・施設の助成など供給力の強化へ向けた支援を行っていく。

(3) 食農教育等の充実

小学生の農作業体験や作物を育てる授業に対する支援、「公益財団法人 北九州市学校給食協会」と連携した収穫体験を継続して実施していくとともに、総合農事センターで行っている農作業体験についても、児童・生徒から一般市民を含めた幅広い体験プログラムを作成する。

漁業についても、漁業体験や海・魚とのふれあいイベントや出前講演等により、漁業や水産物への知識を深めてもらい、魚食の機会を増やすことで、食農教育の充実を図る。

(4) 安全・安心な農林水産物の提供

消費者に安全・安心な農産物を提供するため、今後も関係機関と連携して農薬の適正使用や生産履歴の記帳、生産環境の改善等の指導を行う。

また、減農薬・減化学肥料等、環境負荷の低い栽培方法に取り組む「エコファーマー」や「ふくおかエコ農産物認証制度」等の取得を促進し、産地競争力の強化や、食品の安全性向上、環境保全などを図る。

さらに、漁獲・養殖された魚介類や、漁業者により処理・加工された食品の安全確保に必要な衛生的な施設整備に対する支援を行う。

また、食品衛生を担保するための行政検査を行うとともに、自主検査実施についての支援を行う。

(5) マーケティング機能強化の支援

ビジネスとしての農林水産業を推進するため、ニーズにあった生産体制の整備や、加工・業務用への対応、販売先開拓のための情報収集、流通業者との連携、農林水産業の6次産業化などマーケティングの機能強化を支援していく。

(6) 直売や新分野での流通機能強化

農林水産物の直売所の機能強化を図るため、ICTを活用した販売情報の共有化支援や、インショップ・朝市への取組支援を進める。

また、買い物弱者対策への取組や介護食への対応なども検討していく。

(7) 農産物の生産・販売等の支援【農林業】

農産物の生産・流通・販売体制の強化を支援するため、ビニールハウス導入による生産基盤の強化、集出荷・販売体制の強化・効率化等を目指した販売流通基盤整備の支援や、他市町との広域連携も含めた生産組織の再編等を推進する。

さらに、流通・販売体制の強化に向けて、中央卸売市場との連携強化を図る。

(8) 森林資源の循環【林業】

ア 市営林のスギ・ヒノキの売払い

市営林のスギ・ヒノキの計画的な主伐・間伐の実施及び市場への出荷を行い、資源の循環や売払い収入の増加を目指す。

また、近隣の民有林との共同施業など停滞している市内林業生産活動の活性化を図る。

さらに、公共建築物等における市内産材を含めた県産材の利用促進を図る。

イ 竹材のビジネスモデル構築

竹材が有効活用される出口戦略づくりを進めるため、放置竹林の竹を伐採・搬出する市民やNPOへの支援や、有効活用を図る企業、個人等に対しての竹材の無償提供を推進する。

さらに今後、竹材の産業用素材としての事業化を企業等と連携して推進し、竹を有効に活用したビジネスモデル構築を目指す。

(9) 畜産業の振興

ア 肉用牛（小倉牛）

小倉牛の生産コスト削減を図るため、ビール粕や米ぬか等の食品残渣を飼料として代用することで、飼料コストを削減し、収益改善に繋げる。

また、各農家で繁殖牛による子牛から出荷までの一貫生産システムを構築できるよう飼養管理等の指導を進め、素牛（もとうし）価格の変動にも対応できる安定した経営基盤づくりに向けて支援する。

イ 肉用鶏（小倉ふる里どり）

「小倉ふる里どり」を北九州市のブランド鶏としていくため、総合農事センターの小倉ふる里どりの雛の生産体制を強化し、地域ブランドとして育成していく。

また、小倉ふる里どりを原料としたソーセージ等の加工食品の開発も支援し、多角的展開による認知度の上昇を目指す。

2 6次産業化・農商工連携の推進

農林水産業者の所得向上を図るため、6次産業化を目指すグループなど、新事業展開を目指すものに対して重点的に支援を進める。

また、1次製品の活用、あるいは1次産業分野に対して積極的に投資を行おうとする企業等に対して、本市農林水産業に関する情報提供や意見交換を行う場を設定し、6次産業化・農商工連携等を支援する。

(1) 農林業における6次産業化・農商工連携などへの一体的支援

6次産業化、農商工連携などにより新分野への進出を目指す農林業者や、団体・グループ等を対象に、総合農事センターの既存施設を活用し、加工品づくりのための研修会や意見交換会の開催、関係法令等の講習会、農林ショップでの試作品の販売等を実施する。

(2) 水産業における6次産業化・農商工連携の推進【水産業】

水産業における6次産業化を目指す漁業者グループなどが行う事業に対して支援を行い、水産業の生産部門のみならず、新たな販路開拓など、関連ビジネス分野への進出を目指すことで漁労所得の向上を図る。

さらに、高鮮度保持技術などの新技術や、地域資源を積極的に活用した付加価値

の向上対策などについても支援を行う。

また、農商工連携を推進するため、本市水産物の利活用を考えている者に対して、水産業に関する情報提供や意見交換を行うなど、支援を行う。

(3) 既存施設の新たな活用の検討

6次産業化・農商工連携に積極的な市内生産者等が、農家レストラン等本格的な飲食店を開店する前に、飲食店開店体験ができる「ワンデイシェフレ스토랑」の設置について、直売所や総合農事センター等既存施設の活用を検討する。

3 ブランド化の強化

市内産の品質評価の高い農林水産物について、今後も北九州市の「食」を代表するブランドとして、知名度を高めるPR活動などに重点的に取り組んでいく。

また、農林水産物だけでなく、加工食品なども含めてブランド化を支援することにより、生産者だけでなく、加工、流通、販売、飲食店など多くの市内事業者の所得向上を目指す。

(1) 既存品目のブランド化の推進

これまでの地産地消推進の取組により、「合馬たけのこ」や「豊前海一粒かき」等については市内外での知名度が高まっており、他にも「関門海峡たこ」「若松潮風[®]キャベツ」や「大葉しゅんぎく」等、全国ブランドとして成長が期待できる食材が市内には存在する。これらを北九州の「食」を代表する地域ブランドとして、知名度を高めるPR活動を行っていく。

(2) 新たなブランド品目の育成

本市主要作物の一つである米について、レンゲ米、酒米など特色のある米づくりを推進する。

また、若松トマト、サワラ等市内産農林水産物で付加価値や高単価が見込める品目について検討を進め、ブランド化に向けた支援を行う。

さらに、市内産農林水産物に親しみを深め、地産地消を軸とした市民と農林水産業者とのふれあいを促進するため、市内産農林水産物を販売している小売店等に対し、独自のマークである「地元いちばん」等の掲示を推進する。

(3) 北九州ブランドの広域展開

農林水産業の担い手が減少するなか、農協、漁協等生産者団体の合併が進んでおり、市域を超えて広域にまたがるものもある。この広域性を活かし、本市の「プロッコリー」「小倉牛」「豊前海一粒かき」などのブランド力強化を図るため、市域を超えて連携した生産・販売体制の構築を検討する。

4 輸出への取組み支援

アジア地域の経済発展により、アジア諸国での安全・安心な日本産農林水産物を求めるニーズは確実に増えている。

このニーズに対応するため、輸出先となる地域の情報収集に努めるとともに、意欲の高い生産者や他産業と連携して、「GAP」や「HACCP」への取組について検討する。

(1) 農林産物の輸出

農産物の輸出については、輸出先国のニーズ等を把握した上で、「若松ラビットスイカ」など輸出品として有望な品目について試験的な輸出を行い、市内産農林産物の輸出の可能性について検証する。

(2) 水産物の輸出【水産業】

高品質な日本産の水産物を求める各国のニーズや輸出先となる地域の状況などについて情報収集を行い、本市水産物の輸出可能性を検討するとともに、意欲の高い漁業者や他産業からの参入を募るなど、輸出の促進に向けて必要な支援を行う。

(3) 「GAP」や「HACCP」等の取組

市内産農林水産物の輸出を推進するにあたっては、「GAP」や「HACCP」への取組、「ハラール認証」の取得は、必須条件である。今後これらの取組について、生産者等への情報提供や取得の啓発に努めていく。

5 再生可能エネルギーの活用

民間企業が市内で展開する風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、再生可能エネルギー事業と連携し、農林水産業の振興を図る。

(1) 農林業での活用の調査・研究

農林分野での再生エネルギーの活用について、先進事例の調査や、活用施策への研究を進める。あわせて、木材や家畜排泄物等のバイオマスエネルギーとしての活用も検討する。

(2) 水産業での活用【水産業】

水産業では、洋上風力発電の基礎部を増殖場に利用することや、漁業者の冷凍・冷蔵庫、生簀等に発電による安価な電力を利用することなど、再生可能エネルギーの活用について検討する。

◆方向性Ⅲ 豊かで美しく活力ある地域づくりに向けて

◎主要施策4 多面的機能の発揮

1 耕作放棄地対策

近年の耕作放棄地の増加は、生産基盤の減少を招くばかりでなく、水源涵養機能や災害防止機能の低下、水域環境の悪化などに繋がる大きな課題である。

本市の豊かな里地、里山を保全し、将来にわたって多面的機能を維持・発揮するような生産振興を行っていく。

(1) 耕作放棄地対策の実施

耕作放棄地の現状把握に努めると共に、「人・農地プラン」の策定や「農地中間管理事業」の活用により、今後耕作放棄地化が予測される農地を地域の担い手に集積し、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

耕作放棄された農地については、農業再生協議会による「耕作放棄地再生事業」等の活用により、耕作放棄地の再生・有効利用を図る。

(2) 農地利用最適化推進委員との連携

農地利用の最適化に向け、「農業委員会等に関する法律」の改正により新設される『農地利用最適化推進委員』と連携し、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組む。

2 放置竹林・荒廃森林対策

放置竹林の解消や里山の保全を図るため、多様な事業者の参入を促して中山間地域や関連産業の振興に寄与する。

(1) 放置竹林対策の実施

放置竹林の解消に向けては、竹材が資源として活用される循環システムを構築することが重要である。そのため、放置竹林の竹を伐採・搬出する活動や、竹材の有効活用を図る個人、企業等に対する支援を行い、竹材の産業用素材としての事業化を推進する。

(2) 荒廃森林の再生

福岡県森林環境税を活用して、概ね15年間手入れされていない荒廃したスギ林・ヒノキ林の間伐や侵入竹の除伐、作業道の整備を行い、水源涵養や山地災害防止等森林の持つ多面的機能の回復を図る。

3 多面的機能の啓発

農林水産業の適切な営みが、市民にも多くの恩恵をもたらし、市民の大きな財産でもあること、さらに自然環境保全に重要な役割を果たしていることなど農林水産業の持つ多面的機能について、市民への啓発を進める。

さらに、市民や企業、NPOなど幅広い方々と協働して、市民の共有財産である農山村や海域環境の保全、景観の維持などに取り組む。

(1) 市民に対する多面的な価値の啓発

農林水産業が持つ多面的機能・価値を市民に知ってもらうため、地産地消サポーター制度等を活用しながら、生産者と消費者の情報交換を行う産地見学会の開催、イベント・マスコミ等を活用した広報活動、小学生を対象にした農業体験学習、出前講演等を積極的に実施し、市民への啓発活動に取り組む。

(2) 都市と農山漁村の協働

農林水産業の営みは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など多面的な機能を有している。この多面的機能についての市民への啓発活動とあわせて、農林水産業に携わる人や、NPOによる里山の保全活動や干潟の清掃活動など、市民レベルでの環境保全活動について支援していく。

(3) 森林・林業の普及啓発

『山の日』（8月11日）の制定を契機として、山に親しむ機会の提供や、山の恩恵に関する普及啓発などの取組を進め、森林の持つ機能や、林業に関する市民の理解促進を図る。

(4) 「里海づくり」の強化

朝市の開催支援や藻場や干潟の環境保全活動、魚食文化の普及などについて、市民、漁業者、企業、行政等が協働してきた取組を推進することで、「里海づくり」の強化を図る。

4 にぎわいの創出とシビックプライドの醸成

農林水産物の持つ食の魅力の創造や情報発信に取り組み、食やイベント等によるにぎわいを創出する。

また、本市の新鮮な農林水産物、6次産品等の食、豊かな自然と共生している農山漁村の原風景や文化とのふれあいを通じて、シビックプライドの醸成を図る。

さらに、農地や漁港を農林水産業の活動の場としてだけでなく、市民とのふれあいやレジャー活動の場として活用し、にぎわいづくりを創出するとともに、農地の保全、放置竹林の伐採や、海岸漂着ごみの清掃活動を行うボランティア団体等に対する支援を通じて、市に対する誇りや愛着を醸成する。

(1) 「食」イベントによるにぎわいづくり

本市農林水産物のPRやブランド化の推進、「食」によるにぎわいを創出するため、毎年総合農事センターで開催される「農林水産まつり」を始め、本市の産品をテーマとした各種イベントに積極的に取り組み、「食」イベントによるにぎわいづくりを推進する。

(2) 漁港におけるにぎわいづくり

若松区脇田漁港にある「ひびき海の公園」内の海水浴場、釣り桟橋、人工海浜、フィッシャリーナ、一次産品の直販所「汐入の里」の充実を図るとともに、イベントなどを拡充することで、多くのにぎわいを創出する水際線づくりに取り組む。

(3) 市内産食材を使用した料理を通じた「食」に関する情報発信

市内産食材を使用した料理を提供する食事処の直売所等への設置検討や惣菜の充実、さらには、飲食店の地産地消サポーター登録の推進など、実際の料理を通じて「食」の情報発信を行い、シビックプライドの醸成を図る。

(4) 食文化の継承

旬の市内産農林水産物を使った料理や加工品開発等に結びつくよう、市内各所に伝わる地域の食文化（伝統料理）について、地産地消サポーター制度を活用し情報提供するなど、市民の共有財産として未来へと継承していく。

(5) 食農教育等の充実（P22 再掲）

主要施策3の1の(3)

(6) 山村留学等の検討

本市の豊かな自然や農山漁村の原風景、文化や食とのふれあいを進める、児童・生徒による山村留学の取組について検討し、にぎわいの創出やシビックプライドの醸成に結びつける。

また、農山漁村とのふれあいを求める都市住民に対し、民泊や民泊と合わせた体験プログラムの提供などの取組について検討する。

(7) NPO、ボランティア活動への支援【農林業】

市民やNPOが、農家と協働で農地・里山の保全や有効利用を行い、多面的機能の保全や市民の農業への理解促進に寄与している。これら、市民レベルでの活動について、支援のあり方を検討していく。

(8) ボランティア活動への支援【水産業】

これまで、漂着ごみの清掃活動を行うNPOなどのボランティア団体に対し支援を実施してきたが、今後も協働して水際線の環境保全を図るため支援を継続し、市民が豊かな自然と共生していることを通じて、市に対する誇りや愛着を醸成するための取組を行う。

◇主要施策を支える仕組み

○推進施策1 総合農事センターの積極的活用

1 総合農事センターの機能強化

農業に関する新技術の実証試験や本市畜産業の拠点として、本市農林業の振興を図るとともに、社会情勢や農業を取り巻く環境変化に対応して、総合農事センターの機能を強化していく。

(1) 新技術等の実証試験の実施

消費者のニーズに対応した新規品目・品種の試験栽培や、新しい技術・資材等の導入の可能性を検討する展示ほ場を設置する。

(2) 農林業における6次産業化・農商工連携などへの一体的支援（P24 再掲）

主要施策3の2の(1)

(3) 新規就農研修の実施

総合農事センター内ほ場で実施している新規就農者の研修の継続や充実を図り、相談窓口としての機能強化を図る。

(4) 畜産業の振興（P24 再掲）

主要施策3の1の(9)

(5) 土づくりの促進

堆肥の施用有効性や、環境負荷低減に寄与する竹チップリサイクルの試験を実施し、関係機関と連携して生産者への情報提供や普及を進めていく。

(6) 試験研究における広域連携

現在、市内の農家や農協などから依頼を受けて実施している野菜や花きの品種比較試験や、新技術等に関する展示ほ場の設置について、近隣市町と情報交換を進め、広域での農業振興に結びつく試験研究の取組を検討する。

2 市民への農業に関する情報発信

子供から大人まで数多くの市民が訪れる総合農事センターは、市民が農業に直接ふれあえる貴重な施設である。農業公園としての機能を強化し、食を支える産業である農業をアピールする。

(1) 市内農業のファンづくり

子供から大人まで対応した農業体験プログラムを作成し、身近な市内農業の再発見や農業の持つ多面的価値のアピールなどに取り組み、市内農業のファンづくりを推進する。

(2) 農林ショップの機能充実

市民向け朝市やイベントの開催により市民が農家と直接ふれあえる場を提供し、農業への理解を進めながら新鮮な農産物を提供し、市民サービス向上に取り組む。

(3) 市民を対象にした講座の充実

市民を対象にした園芸講座や、学生を対象にした各種講座などの内容充実を図り、農業や食に対する理解を進める。

○推進施策2 幅広い分野との連携

1 北九州都市圏域市町などとの連携

本市では、福岡県北東部の16市町と連携中枢都市圏「北九州都市圏域」の形成に向けた取り組みを推進している。今後、農林水産施策の実施においては、圏域の市町などと積極的に連携を行う。

(1) 北九州ブランドの広域展開 (P25 再掲)

主要施策3の3の(3)

(2) 広域ブランドの創出

東九州自動車道が全線開通することで、福岡、大分、宮崎の物流が大きく変わることが予想される。そこで、苅田、行橋、豊前など沿線の農林水産物や水産物の加工品を集約し、24時間離発着が可能でアクセスがよい北九州空港の航空便を利用することで、首都圏や海外への出荷の可能性や広域ブランドの創出を検討する。

(3) 海面を利用する関係団体との連携【水産業】

本市沿岸域における漁場整備や藻場造成などは、港湾関係者や沿岸周辺の民間事業者などの協力・理解が欠かせないことから、関係機関との相互理解と協調関係の推進に努める。

また、関門海峡沿岸では度々、遊漁船と漁船によるトラブルも絶えないことから、遊漁船等の関連団体との情報共有・相互理解に努める。

2 医・福・学等との連携

これまで本市では、地元大学と連携して放置竹林伐採後の竹の有効活用策を検討し、「合馬のファイバーらすく」等の開発を支援してきた。

今後も地元大学と連携した竹の有効活用策の検討や、耕作放棄地の再生による地域農業の振興策とあわせて、医療・福祉分野等とも連携した、高齢者や障害者向けの園芸療法としての耕作放棄地の活用を検討していく。

(1) 医療・福祉分野等との連携

耕作放棄地や放置竹林、過疎化などの農村の抱える課題に対して、NPOや教育機関の行う農業を通じた地域活性化活動や、医療機関や福祉施設の行う園芸リハビリ活動、福祉農園等の取り組み等、新たな手法で解決を目指す取り組みを支援する。

(2) 大学や企業等との連携

ア 竹の有効活用

地元大学や企業と連携して、放置竹林対策として伐採した竹を食用やプラスチック素材への商品化に向けての取り組みを行う。

イ 耕作放棄地対策

北九州市立大学地域創生学群と市、地元酒造会社、農協等が協働で行っている「耕作放棄地を活用した地場産芋焼酎作り」など、大学など教育機関等と連携した試験研究や地域活動について、支援や協働による取り組みを行う。

○推進施策3 情報発信と市民とのふれあい

1 各種イベントやメディア媒体の活用

本市の農林水産業について、市民理解を深めるため、農林水産だよりやホームページ等の活用による、旬の農林水産物や生産者の顔が見える情報の発信を行う。

また、各種パンフレットの作成・配布、出前講演の積極的な実施、北九州市農林水産まつり等イベントの実施や各種メディアの活用により、地元農林水産物の魅力について積極的なPRを行う。

(1) 各種イベントやメディア媒体を活用した情報発信

本市の農林水産業、市内産農林水産物について、市民理解を深めるため、各種イベントや各種メディアの活用により、地元産農林水産物の魅力を積極的にPRしていく。

(2) 地産地消サポーター制度を活用した情報発信

本市が運営している「地元いちばんホームページ」を通じて、「食」に関する情報発信を行うとともに、産地見学会、意見交換会等交流の場を設け、生産者・消費者相互の理解を促進し、市内農林水産物の魅力を高めていく。

(3) 食文化の継承 (P29 再掲)

主要施策4の4の(4)

2 農林水産業と市民とのふれあいの場づくり

市民が、農林水産業と直接ふれあえる場づくりを推進するため、総合農事センターや漁港施設等を活用し、市民と農林水産業のふれあいを促進する。

(1) 情報発信の場の活用

総合農事センターの持つ情報発信機能を活用し、市民へは、農作業体験や園芸講座などを通して農業や食に関する情報発信を、また、生産者へは、今後普及が見込まれる有望品種や技術・資材などの展示ほ場を設置し、経営改善につながる情報発信に努める。

(2) 海・漁業と市民とのふれあいの場づくり

市民が漁業や水産物に対するふれあいの機会をもつことができるよう、漁業者が実施する直販施設や朝市、牡蠣焼き小屋等の施設整備や、水産物流通改善のために行う蓄養・販売施設の整備、漁業者により実施されるイベントなどの開催に対して支援を行う。

(3) 市民レクリエーション

8月11日が「山の日」に制定されるのを契機に、市域面積の40%を占める森林をレクリエーションの場として活用し、市民が山に親しみ、山の恩恵を知る取組を検討する。

(4) 農林水産業の観光化を支援

農林水産業を観光産業とするため、現在の観光果樹園や農業体験農園の支援に加え、タコつぼ漁の漁業体験やカキ養殖施設の産地見学会などを実施するとともに、離島の地域性を生かした漁家民宿等の取り組みについて検討を行い、観光化を支援する。

(5) 直売や新分野での機能強化 (P23 再掲)

主要施策3の1の(6)

3 ロボット技術やICT等先端技術の活用

本市のロボット産業やICT産業は、関連企業や大学、研究機関が揃った国内最先端の技術を誇っている。今後、これら最先端の技術の本市農林水産業への活用を検討していく。

(1) 先端技術を活用した鳥獣被害対策

全国的に大きな被害を出しているイノシシやサル、シカ、カラスなどの鳥獣による農林水産物への被害対策として、ICT等先端技術を活用した位置情報や追い払いなどについて、技術導入を支援する。

(2) 作業用ロボットの活用

重労働を伴う農林水産業において、作業支援アシストスーツや農業・林業用ロボットの導入による省力化・大規模化を検討する。また、これまで経験に頼った農業からデータに基づく農業への移行も合わせて検討する。

○推進施策4 危機回避機能の発揮

1 自然災害に対する防災機能の強化

自然災害が少ないことは、本市の大きな魅力の1つである。一方、農林水産業が発揮すべき多面的機能の中で、特に重要なものとして災害防止機能がある。この災害防止機能の発揮に向け、ため池の維持・管理、荒廃森林の再生、防災意識を高める取組等を進める。

(1) 防災・減災対策

ア ため池の補修・改良

ため池の使用者による堤体や取水施設の点検を実施し、漏水を早期に発見、補修することで、決壊などの大規模災害を未然に防ぐ。

また、市内4ヶ所の防災重点ため池については、県と協力して、ハザードマップの作成や周辺住民への説明を行い、防災意識を高める活動を実施する。

イ 荒廃森林の再生 (P27 再掲)

主要施策4の2の(2)

ウ 漁港漁村地域の津波対策の推進

県から示される津波浸水区域・浸水状況の情報や、「北九州市地域防災計画」の内容を周知し、災害に対する「減災」対策として漁業者の避難意識を高める取組を行う。

(2) 台風等自然災害による農林水産物被害の支援

自然災害による農林水産物の被害が発生した際は、速やかに被害状況を調査し、国・県と連携しながら災害復旧事業を実施するとともに、農林漁業者からの相談への対応や融資制度の紹介など、早期の経営回復に向けた支援を行う。

(3) 都市農地の防災機能の強化

都市農地は、災害時における延焼防止機能や、避難場所、仮設住宅用地など災害時にオープンスペースを提供するなどの役割も果たしている。大規模災害時にこれらの役割に対応できるよう防災協力農地等の取組を検討する。

(4) その他本市農林水産業に関わる緊急案件の対応

本市農林水産業に関わる「市民生活に重大な影響を及ぼす案件」「重大な事件・事故・火災」「災害・国防案件」「不祥事や事務の不手際、市のイメージを低下させる案件」などが発生した際は、速やかに状況を調査し、適切に対応する。

2 有害鳥獣による被害の防止

産業経済局鳥獣被害対策課を司令塔として、農作物被害だけでなく、市街地被害を含めた対策を行うため、区役所、自治会、猟友会等と連携して、鳥獣が市街地に出没する原因を減らすための市民啓発、追払い、侵入防止柵の補助などの対策を総合的に実施する。

(1) 野生鳥獣による被害の防止

区役所、自治会と連携し、鳥獣の市街地出没の原因となる生ゴミやペットの餌の管理対策などについて市民啓発を強化する。

また、イノシシ侵入防止柵の補助、ICTの導入などによる猟友会捕獲活動の支援、市民相談や現地指導等を行う。

さらに、ニホンザル対策としてサルの発信器取り付けによる追跡・追い払い・個体数管理を行う。

あわせて、近年市内への出没が増え始めたシカやアライグマ等の対策も検討する。

(2) 先端技術を活用した鳥獣被害対策 (P34 再掲)

推進施策2の3の(1)

3 家畜疾病・伝染病の予防

生産者が飼育する家畜が、疾病、特に、家畜伝染病に感染すると、畜産物の生産が滞り、畜産経営が致命的な影響を受けることになる。

また、赤潮や船舶事故等による油流出等により海が汚染された場合、水産物に大きな被害が出ることになる。

家畜伝染病等が市内で発生した場合や、赤潮等による海洋汚染が発生した場合は、「北九州市危機管理基本指針」に従い迅速かつ的確な対応を行い、生産物への被害を最小限に防ぐ。

(1) 家畜疾病・家畜伝染病の予防

総合農事センターは、市内唯一の家畜診療所として、家畜伝染病に感染しないよう、日頃から予防策として、家畜診療を丁寧に行うとともに、生産者から気軽に相談でき、かつ情報交換できる関係を築く。

また、農場に伝染病ウイルスを持ち込む可能性のある野鳥やねずみ等の侵入防止策や、農場を出入りする車両や人の消毒等の防疫体制の指導・支援も行う。

(2) 家畜伝染病発生時の対応

「北九州市危機管理基本指針」に従い、市長をトップとした対策本部を設置し、関係部局と連携して、福岡県が「家畜伝染病予防法」に基づき行う防疫措置に協力する。あわせて、不正確な情報の拡散等により、市民が不安を抱かないよう、迅速で、正確な情報提供を行う。

また、特定家畜伝染病が、野生動物、愛玩動物、近隣自治体の農場などで発生することも想定し、日頃から、関係機関・生産者等と情報交換できる関係を築き、迅速な情報収集とそれに伴う適切な対応を行う。

4 赤潮、油流出等の被害の軽減【水産業】

赤潮や船舶事故等による油流出時により海面が汚染された場合は、国や県と連携して水産物に対する被害を最低限に留める。また、食中毒発生時には迅速に状況を把握し、風評被害を防止する。

(1) 赤潮発生時の対応

福岡県が行う赤潮発生情報の収集に努め、本市においても定期的な赤潮調査を実施し、結果を速やかに漁業者へ伝えることで、水産物被害の軽減を図る。

(2) 油流出時の対応

船舶事故や陸上からの油流出時には、速やかに漁業者から情報収集を行い、海上保安部や消防局など関係機関と連携しながら、状況に応じて必要な対策を行い、早期の原状回復を図る。

(3) 食中毒などによる風評被害対策

カキの“ノロウイルス”やヒラメの“クドア食中毒”など、水産物が原因とされる食中毒が発生した場合には、速やかに状況調査を行い、漁業者や関係機関と連携して、風評被害の発生防止に向けた対応を行う。

GAP (Good Agricultural Practice)

農業生産工程管理。農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い記録し、また記録を点検・評価し、改善点を見出し、さらに次回の作付けに活用するという一連の管理のこと。

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

日本語読みはハサップまたはハセップと呼ばれる。食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード：Hazard）を分析しそれを最も効率よく管理できる部分（CCP：必須管理点）を連続的に管理して安全を確保する管理手法である。

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

医福食農連携

機能的食品や介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障害者等の就労支援など「農」と「福祉」の連携等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組を指す。

インショップ

デパートやスーパーなど大型店舗の一角にある顧客層・品揃えを絞った売り場。店内店舗。

エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

遠賀川地域森林計画

本市を含む、遠賀川流域の68市町村における森林・林業施策の方向を県が定めた十カ年の計画。

核藻場礁（かくもばしょう）

浅海域において、海藻の遊走子、幼胚をキャッチする能力の優れた藻場増殖プレートをコンクリート製の魚礁機能を持つ本体の上部に設置し、藻場を造成する事ができる魚礁機能を有する藻場増殖礁。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で十分に話し合うことで、農業経営の改善につなげる。

北九州市チャレンジファーマー制度

新たに農業参入を目指す市民を地域農業の担い手として確保するため、その就農計画を市が認定し、就農段階での支援を行う制度。認定要件は、64歳以下で研修や就農経験があり、就農計画の達成が確実であることとなっている。

クドア食中毒

ヒラメなどの魚の筋肉に寄生する粘液胞子虫クドアによるもので、一過性の下痢・嘔吐を来す。2000年頃から報告されるようになった新しい食中毒。養殖場などでは徹底的な対策が実施され報告件数は減少しているが、いまだ患者の報告は続いている。

青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修段階と就農後の経営が不安定な就農初期段階を対象に、給付金を支給する制度。研修を受ける者へ給付を行う『準備型』と、就農した者へ給付を行う『経営開始型』に分かれる。

里地・里山・里海

人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、山林、農地、ため池、草原、沿岸海域などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。

シビックプライド

市民が都市に対して持つ誇りや愛着のこと。日本で言う郷土愛とはニュアンスが異なり、自分はこの都市を構成する一員であり、都市をより良い場所にするために関わっているという意識を伴う。

「地元いちばん」

本市の農林水産物の地産地消を推進する上でのキャッチフレーズ。
(平成23年2月4日商標登録)

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

森林の土壌が雨水を貯えて、河川への流れ込む水の量を安定させ、洪水や渇水になるのを防ぎ、また、その過程で水質を浄化する働きをいう。

地産地消（ちさんちしょう）

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。
消費者にとっては、「顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮な農林水産物を消費でき、生産者は、消費者ニーズに対応した生産が展開できる。
また、消費者と生産者の交流を図ることで、食育の機会としても重要であり、地域の食材を活用することで地域の伝統的な食文化の継承にもつながる。

地産地消サポーター

北九州市内で生産された農林水産物を地元で消費する「地産地消」を進めるため、生産者、実需者、消費者の情報交換や交流を目的に平成20年3月に発足した北九州市の制度。

鉄鋼スラグ人工石（てっこうすらぐじんこうせき）

人工漁礁の新しい素材として、鉄鋼製造過程の副産物として生成される製鋼スラグを用いて製造された人工石材。

都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的として平成27年4月22日施行された。

ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。英語の「drone」は「(無線操縦の)無人機」あるいは「オス蜂」といった意味の語。

平成27年7月に閣議決定された改正航空法では、ドローン（無人航空機）について『航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船そのた政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により、飛行させることができるものをいう。』と定義されている。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。本市では、年間農業所得480万円、年間労働時間1,800時間を目標とした5年間の農業経営改善計画を認定している。

農業経営改善計画

認定農業者になるために市町村に提出する計画。農業経営の現状や5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき知事の指定した農業振興地域内において、市町村が定める計画。農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）や農業生産の基盤の整備等を定めたもの。

農業・農村の多面的機能

「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことをいう。

農地中間管理事業

農地の中間的な受け皿である「農地中間管理機構」が、市と連携し、農地の貸し付け希望者から農地を借り受け、地域の担い手へ農地の貸し付けを行うもの。福岡県では、「公益財団法人 福岡県農業推進機構」が機構に指定されている。

農地利用最適化推進委員

平成27年9月の「農業委員会等に関する法律」の改正により、現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置することとなった。

推進委員は、農業委員と密接に連携し自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

ノロウイルス

非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一属である。感染者の糞便や吐瀉物、あるいはそれらが乾燥したものから出る塵埃を介して経口感染するほか、河川を経由して蓄積された貝類の摂食による食中毒の原因になる場合もある。

バイオマス発電

家畜の糞尿、食品廃棄物、木質廃材などの有機ゴミを直接燃焼し、発生する熱を利用して蒸気でタービンを回す仕組み。火力発電の燃料（石油・石炭・天然ガス）が有機ゴミに変わったもの。「バイオマス」は、動物・植物などを由来とする生物資源の総称。

浜の活力再生プラン

水産業において、個々の地域の現状に合わせて「将来自分たちのあるべき姿」「取り組むべき課題」を、地域で考え、最終的に「浜の活力再生プラン」として作成するもの。具体的には、地域の漁業所得が5年間で1割以上アップすることを目標とし、それを実現するための収入向上の取組やコスト削減の取組などを、整理しまとめるとされている。

ハラール（ハラル）認証

「ハラール」とは狭義の意味では、イスラム法上で食べることが許されている食材や料理のこと。「ハラール認証」とは、対象物がハラールであるという認証を受けることを指す。認証を受けるためには、原材料、製造工程、品質管理、配送など多岐にわたるものがハラールでなければならない。世界人口の4分の1、約16億人といわれるイスラム教徒を新しい消費者と位置づけ、国内のイスラム教徒の消費拡大やイスラム教圏の国々への輸出拡大を図るためには、この認証が必要である。

人・農地プラン

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決することを目的に作成する「未来の設計図」。

ファイバーラスク

北九州市立大学国際環境工学部環境生命工学科の森田洋教授の研究室と地元のパンメーカー「クラウン製パン」の共同研究から生まれたブランド商品で、食物繊維が94%と一般的な野菜の2倍以上ある竹を細かく砕いた粉を生地に混ぜた「竹粉ラスク」です。

「合馬たけのこ」で知られる全国有数の竹の産地でもある北九州市では、放置竹林が問題化しており、森田教授らによる食用化の研究によって竹林の有効活用にもつなげていく。

ふくおかエコ農産物認証制度

福岡県が、化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料の使用量を、ともに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度。この制度に基づき、生産された農産物（認証農産物）には、認証マークが貼られている。

素牛（もとうし）

生後6ヶ月～12ヶ月未満ぐらいの肥育する前の子牛、または繁殖牛として育成する前の子牛のことをいう。繁殖牛や肥育牛の素牛は主に、市場で購入されるが、素牛の資質がお肉の味を決めるといっても過言ではないため、この時の牛の目利きが大変重要になる。

素牛は、日本各地に出荷され、そこで成牛になるまで育てられた牛がブランド牛となる。

藻場（もば）

沿岸域（大陸棚）に形成された様々な海草（種子植物）・海藻（藻類）の群落のこと。

藻場を構成する藻類は、貝類を始めとする多様な生物の餌になるほか、付着する微細な藻類や微生物が小型甲殻類や巻貝の餌になり、それを捕食する魚類も集まってくるため生物多様性が高く、日本では古くから漁場として利用されている。

連携中枢都市圏構想（れんけいちゅうすうとしけんこうそう）

連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより、連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想。

本市は、近隣16市町と平成27年10月に各市町の首長で構成する「北九州都市圏域トップ会議」を設置し「連携中枢都市圏」の形成に向けて協議を開始し、平成27年12月24日に、連携中枢都市宣言を行った。

レンゲ米

米を植える前にれんげ畑を作り、自然の窒素を土壌に発生させ、それを有機肥料として利用して作る米。れんげが発酵することにより土を活性させるので稲を自然のまま育てることができ、れんげが肥料にもなるので農薬や化学肥料を極力使用せずに米を作ることができる。

ワンデイシェフレストラン

一般の主婦（男性）やOL、学生、プロなどが、日替わりでランチを作って提供するお店の運営方法のこと。料理好きな方であれば誰でもシェフ登録ができる。